

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 28 日

各務原市内の介護保険サービス事業所及び
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について（12/28 時点）

平素より市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省及び岐阜県から新型コロナウイルス感染症に関する連絡が 2 件ありました。下記等ご確認の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 添付文書

① 介護保険最新情報 Vol.905

「退院患者の介護施設における適切な受入等について」

② 介護保険最新情報 Vol.906

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 17 報）」

2 留意事項（添付文書①関係）

「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（令和 2 年 6 月 30 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）においても示されているとおり、施設系及び居住系サービス事業所において、上記添付文書①内に記載の退院基準を満たして退院した者が、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しません。新型コロナウイルス感染症に感染していない者が退院した場合も同様です。

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 （大丸・山村）
電話番号	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365（市代表）
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp （課代表）